

社会福祉法人新潟市社会福祉協議会

会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、新潟市に居住する者で、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の設立の趣旨に賛同した者とする。その区分は次のとおりとする。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 特別会員（社会福祉施設、更生保護施設、福祉団体、民生児童委員）
- (3) 賛助会員（第1号及び第2号以外の個人、団体及び企業）

(報告等)

第3条 本会は、会員に対し本会の活動その他の報告等を行うものとする。

(会費)

第4条 会員は、会費を納入するものとする。

- 2 会費は年額とし、その額は、毎年評議員会の同意を得て、理事会で決定するものとする。

(会費の納入)

第5条 会費は、一時払いとし、毎年納入するものとする。

- 2 すでに納入した会費は、特別の理由がある場合のほか、これを返還しないものとする。

(会費の減免)

第6条 会長は、会員に特別の理由があると認めるときは、会費を減免することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の会費から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年5月26日から施行し、昭和62年5月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月6日から施行する。